



### 第 62 号

発行所  
相馬市中村字桜ヶ丘54-1  
(公社) 相双 法人会  
発行人  
只 野 裕 一  
編集  
広 報 委 員 会  
発行日  
令和2年10月22日

## 相双地区の復興のあゆみ



### 双葉町:東日本大震災・原子力災害伝承館

災害の記録と記憶を次世代に伝え、復興へ進む福島県の姿や、これまでの支援に対する感謝の思いを発信する場所として、9月20日にオープンした。



### 双葉町:産業交流センター

東日本大震災・原子力災害伝承館等へ来訪した方へのサービス提供及び一時帰宅する町民に向けたサポートを目的とした、復興の希望となる施設が10月1日オープンした。

女性部会親睦交流会

七月十日、女性会親睦交流会をホテル丸屋グランデにて開催した。

ホテル丸屋グランデは、今年の五月にリニューアルオープンしたため、女性部会でホテル内の見学会を開催した。当日は女性部会員十五名が参加し、二グループに分けてホテル内の案内を頂いた。ホテル内の至るところで最新の設備や、お風呂場でのトレーニングマシンなど、宿泊客が楽しめる箇所が随所に見られた。

会場の見学後には、新型コロナウイルス感染症に配慮した形で食事会を開催した。参加した会員からは、「最近出先でご飯を食べることが減っていたので、久しぶりにいい気晴らしになった。」などの声も聴くことが出来た。今後も感染症には十分注意をした形で、部会員同士の交流の場などを増やしていきたい。



青年部会総会並びに  
税務研修会

七月十七日、ホテル丸屋グランデ(原町区)にて令和二年度青年部会総会並びに税務署長講話を開催した。

当日は、来賓に相馬税務署署長齊藤克己様、法人課税統括官佐々木様、只野裕一会長、大同生命相双営業所森所長を迎え、齋藤青年部会長はじめ青年部会員十五名が参加した。

初めに、齊藤署長より税に関するご講話を頂き、佐々木統括官からは令和五年度から始まるインボイス制度について税務講習会を行った。

総会に移り報告事項について、令和元年度事業報告、令和二年度事業計画についてを議題として報告した。

また、青年部会の会員拡大について、二年後に行われる青年部会連絡協議会会員研修会相双大会へ向けて、各会員からの紹介を今後も継続的に増やしていくことを周知した。



令和二年度事業委員会

八月二十五日、原町区ホテルもりの湯にて、令和二年度事業委員会を開催した。

例年は、この会議で移動租税教室や、各小学校へ出前授業を行う租税教室、相双管内すべての

の小学六年生を対象とした税に関する絵はがきコンクールの内容を審議する場であったが、今年度は新型コロナウイルス感染症のリスクを鑑みて、バス移動となる移動租税教室は中止の判断となった。

しかし、管内の小中学校から要望があり、今年度の租税教室は感染症対策を徹底した形で開催することとなった。今年度の開催校は青年部会と女性部会で約五校ずつ行う予定となった。

また、女性部会のメイン事業である税に関する絵はがきコンクールも例年同様に、相双管内すべての小学六年生を対象に実施することも決定した。



相双地区税務関係団体協議会  
令和2年度総会

ホテルふたばや(相馬市)

九月二十四日、相双法人会に事務局を置き、相双地区の税務関係団体で組織する相双地区税務関係団体協議会の令和二年度総会が開催された。

只野裕一会長の挨拶に続き、相馬税務署齊藤克己署長に祝辞を頂き、議案が審議された。

第一号議案の令和元年度事業報告並びに収支決算報告・第二号議案の令和二年度事業計画(案)並びに収支予算案については全員異議なく承認された。

その他として、各団体の震災後の大変な中で、現在どのような活動状況にあるか報告があった。

また、税に関する意見・要望等と、相馬税務署の各部門からの連絡事項等があり、e-Taxの推進、税の相談電話等を幅広く周知することに努めていくよう呼びかけた。



# AI体温検知システム 贈呈式

九月二十九日、帰還困難区域に指定されていた浪江町で、新設されたなみ創成小学校へAI体温検知システムの寄贈式を行った。

今回小学校への寄贈を行った経緯としては、以前神奈川県川県戸塚法人会・平塚法人会、香川県大川法人会女性部会より支援金を福島県連を通じて頂いており、相双地区の子供たちの為に何か役に立てる物はないかと、考えたところ、二年前に開校したなみえ創成小学校へ今何が必要かお聞きし、新型コロナウイルスへの対応として、AI体温検知システムを贈ることとなった。

なみえ創成小学校では、十月十日にこども園・小学校・中学校を合わせて運動会を開催することとなっており、外部の方の出入りなども多いことから有効に使っていただければ幸いだ。

今後も相双地区の復興・新たな世代の過ごしやすい環境作りに微力ながら力添えをしていきたい。



## 税務懇談会(如水)

十月十二日、相馬税務署長との税務懇談会を開催し、只野会長はじめ、本会支部長七人が出席した。

今回の税務懇談会の目的は、コロナ禍の中、現在の相双地区各地域がどのような状況になっているか。また、税務署長に震災からの相双地区の復興の状況など意見交換する場として開催した。開催にあたり只野会長から出席された方への感謝を述べ、齊藤税務署長から着任挨拶を頂いた。

続いて、各支部長より現在の各地の状況をお話頂いた。コロナ禍で飲食・サービス業は以前のような活気はなくなっている。ほかにも各地でイベント関係の催物が開催できなく小売り事業者も厳しい状況が続いている。

また、震災から九年が経つが、避難区域の指定が解除された各地域への住民の帰還率が上がらず、復興を加速していくためにいかに移住人口を増やすかが今後の課題となってくる。



## 青年部会員 募集中!

相馬税務署管内の企業で、年齢50歳以下の経営者・幹部社員有志であれば、誰でも参加できます。

## 税を味方に、強い経営を。

企業を支える80万社の経営者ネットワーク



法人会は「令和3年度税制改正に関する提言」を決議しました。

### 主な提言事項

- 1 新型コロナウイルスの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じること。
- 2 新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じること。
- 3 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めること。

\*詳細は金法連ホームページをご覧ください。

税を考える週間 11月11日(水)～17日(火)

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

法人会 詳しくはWEBへ 法人会Q  
福島県法人会連合会 公益社団法人相双法人会

意見広告

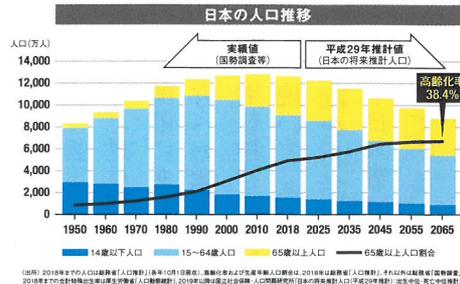
# 法人会からの提言

## コロナ禍の中小企業を救う「税制措置」と 未来のための「財政健全化」を求めます！



公益財団法人 全国法人会総連合  
会長 小林 栄三  
伊藤忠商事(株) 名誉理事

中小企業を中心として全国約80万社の会員企業で構成される「経営者の団体」公益財団法人全国法人会総連合(略称:全法連)は、9月24日開催の理事会において「令和3年度税制改正提言」を決議しました。地域経済と雇用の確保の担い手である中小企業は、新型コロナウイルスの影響により、厳しい局面に立たされています。まずは、経営実態等を見極めながら、中小企業が事業を継続するために必要な支援策や税制措置を講じることを強く求めています。また、我が国財政は地方を合わせた長期債務残高が1,100兆円を超し国内総生産(GDP)の2倍と、先進国の中で突出して悪化していますが、そこに今回の新型コロナ対策による多額な債務が上乗せされました。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。このため、将来世代に負担を先送りしないよう財政健全化にも配慮することとし、社会保障制度の基本的考え方や、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進などについても提言しています。今後、この提言に基づき、全法連は政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体などに対して提言活動を行ってまいります。



### 令和3年度 税制改正スローガン

- コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性ある支援と税制措置を!
- 厳しい財政状況を踏まえ、コロナ収束後には本格的な税財政改革を!

## 令和3年度税制改正に関する提言(概要)

### I 税・財政改革のあり方

#### 1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

新型コロナウイルスの影響は長期化の様相を見せており、資力の弱い中小企業はすでに限界にきている。その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。また、新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革を入れるよう準備を進めることが重要である。

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。また、社会保障のあり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。

#### 3. 行政改革の徹底

地方を含めた政府と議会は「まず隼より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。

#### 4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言えない。それは今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

※ 提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

### II 中小企業が事業継続するための税制措置

#### 1. 法人税関係

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在を維持できるような税制の確立が求められる。そうした中で、中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。
- (3) 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」の延長、拡充。等

#### 2. 消費税関係

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 現在施行されている「消費税率軽減対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。今般の新型コロナにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

- (2) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。等

#### 3. 事業承継税制関係

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 相続税、贈与税の税制猶予制度の充実

#### 4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
- (2) 事業所税の廃止 等

### III 地方のあり方

今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

### 法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約80万社の会員企業を擁する団体です。41都道府県に440の単体法人会が組織され、創設以来70年をわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次世代を担う児童への租税教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。

# 税務署での相談は、 事前の予約をお願いします。

税務署では、**面接相談の事前予約制**を実施しております。

電話での回答が困難な相談内容（具体的に書類や、事実関係を確認する必要がある場合など）については、電話等で所轄の税務署に事前に相談日時を予約してください。

なお、制度や法令等の解釈・適用についての一般的な相談については、下記 Step 2 において、「1」を選択することで、電話相談センターへの相談が可能です。

## Step 1

所轄の税務署へ電話をかけます。 ※受付 8:30~17:00(土、日、祝日及び年末年始を除く)

相馬税務署 0 2 4 4 - 3 6 - 3 1 1 1

## Step 2

音声案内に従い「2」を選択

※「番号が確認できません」という音声案内があった場合は、「\*」・「#」を押してから番号を選択してください。

- |   |                         |
|---|-------------------------|
| 1 | 電話相談センター                |
| 2 | 申告相談の事前予約等              |
| 3 | 消費税の軽減税率制度についての一般的なご相談等 |
| 4 | 納税の猶予制度についてのご相談等        |

(注) 所得税等の確定申告期は、「0」に確定申告に関するご相談等が追加されます。

## Step 3

税務署の職員が応答しますので、「**面接相談の事前予約である旨**」お伝えください。

職員が、「氏名」・「住所」・「相談内容」等をお伺いし、予約を受け付けます。

また、相談日に必要な書類等をお伝えしますので、当日ご持参ください。

仙台国税局・相馬税務署

法人会会員のみなさまに

法人会の経営者大型総合保障制度  
広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

# keep moving forward

数多の人を繋いだ道。  
これからも前進を。

法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。  
想いをつないで50年。これまでも、これからも企業の繁栄を  
サポートしつづける経営者大型総合保障制度です。

**DJIDO** 大同生命保険株式会社

郡山支社 相双営業所/  
福島県相馬市原町区沼町4-81-17(あいおいニッセイ同和損保原町ビル3F)  
TEL 0244-24-2646

**AIG** AIG損害保険株式会社

仙台支店/  
宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台ビル4F)  
TEL 022-221-2532

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも**集団扱**の割安な保険料でご加入いただけます。

がんを含む  
病気や  
ケガの  
備えに



ライフステージの変化に

ちゃんと応える  
医療保険 **EVER**

心配な  
「がん」の  
備えに

**NEW**



**NEW/**

アフラックの  
生きるためのがん保険  
**ALL-in**

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です(所定の支払事由に該当する必要があります)。  
◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

「生きる」を創る。  
**Aflac** アフラック

郡山支社 〒963-8005 福島県郡山市清水台2-13-23 郡山第一ビル5F  
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505  
※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

資料請求は  
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



**No.1** アフラック  
がん保険・医療保険  
保有契約件数  
令和元年版 インシュアランス生命保険統計号

**法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度**